

中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

(設置)

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検及び評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|----------------------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 5人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 三 福祉・教育関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 四 公共的団体（前二号に掲げる団体を除く。）の構成員 | 3人以内 |
| 五 区民代表 | 2人以内 |
| 六 福祉サービス事業者 | 2人以内 |
| 七 区職員 | 5人以内 |

3 区民代表は、公募による。

4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度末までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過及び結果を推進委員会に報告する。

3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱（平成13年5月28日13中福児第285号）は、廃止する。

3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱（平成16年2月26日15中福児第1654号）は、廃止する。

4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱（平成14年2月21日13中福介第615号）は、廃止する。

5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年5月23日18中福管

第 107 号) は、廃止する。

附 則 (21 中福管第 578 号)

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (3 中福管第 535 号)

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱第 4 条第 1 項の規定は、令和 3 年 9 月 6 日 (以下「適用日」という。) 以後に委嘱又は任命を受けた中央区保健医療福祉計画推進委員会 (以下「推進委員会」という。) の委員について適用し、適用日前に委嘱又は任命を受けた推進委員会の委員については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。